

再入会手続細則

(目的)

- 第1条 本細則は会員規程第10条の定めに基づき、過去に本協会の正会員であった者が再入会を希望する場合の取り扱いに付いて定める。

(対象者)

- 第2条 定款第7条及び会員規程第7条に則り正当な退会手続を経て退会した者は本細則に定める手続により再入会することができる。ただし、退会から10年以上が経過している者は新規受験と同じ取り扱いとする。
2. 会費未納により正会員である資格を喪失した者は、延滞金を含む当該年会費分を納めなければならない。

(手続き)

- 第3条 再入会を希望する者は当協会が実施するプロテストのうちレッスンテストのみ受験し、これに合格しなければならない。
2. 前項に定めるプロテストの受験料はこれを免除する。
3. 事前に資格認定講習会の受講を希望する者は、本条第2項と併せその受講料も免除する。
4. 本条に定めるプロテストに合格した者は、理事会承認の後、再入会が可能となる。

(認定資格)

- 第4条 第3条に定めるプロテストに合格した者はその成績に応じてP3またはインストラクターの資格を付与する。

(再入会諸経費)

- 第5条 第3条により再入会が認められた者は、以下の再入会諸経費を納入後に正会員に復帰することができる。

- ① JPTAのみ再入会の場合は下記諸費用の納入を要する。

JPTA 入会金 免除

JPTA 認定登録料 5,200 円

JPTA 年会費 正会員 25,000 円

(会費等に関する規程により月割計算あり)

- ② JPTA/USPTAともに再入会の場合は①に加え下記諸費用の納入を要する。

USPTA 7,500 円

USPTA 年会費 15,000 円

2. 再入会翌年度よりシニア会員細則の定めを適用する。

(その他)

第 6 条 この規程に定めのない事項が生じた場合は理事会の決議により定める。

(改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

平成 29 年 3 月 14 日 平成 15 年 4 月 1 日に施行された全条文を及び附則を廃止し、新たに制定し施行する。

令和 3 年 1 月 28 日 第 2 条に一部追記。